

○探偵業法事務処理要領の制定について

平成27年9月24日生企甲達第109号
石川県警察本部長から関係所属長あて

改正 平成28年3月25日生企甲達第40号

対号 平成24年1月4日付け生企甲達第1号「探偵業法事務処理要領の制定について（通達）」

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の適切な運用を図るため、対号により、事務処理要領等を示しているところであるが、この度、別添のとおり「探偵業法事務処理要領」を定め、平成27年10月1日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は本要領の施行をもって廃止する。

探偵業法事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「施行規則」という。）、石川県警察関係手数料条例（平成12年石川県条例第27号）、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく不利益処分の基準等に関する規程（平成19年石川県公安委員会規程第11号。以下「不利益処分規程」という。）、石川県公安委員会事務専決規程（昭和39年石川県公安委員会規程第1号）、石川県公安委員会公印規程（昭和52年石川県公安委員会規程第2号）、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に基づき、探偵業に係る届出その他の事務処理要領について必要な事項を定めるものとする。

第2 一般的留意事項

1 届出書等の提出部数等

- (1) 届出書又は申請書並びに添付書類の提出部数は、正本1通である。
- (2) 添付書類は、過去3か月以内に作成されたものとする。
- (3) 手数料は、すべて石川県証紙で納入させるものとする。

2 営業実態の把握等

- (1) 管轄区域内の営業所について、電子データによる一覧表を作成し、管理すること。ただし、最低限、次の項目を網羅したものとし、その他の項目が登録されていても支障がないものとする。

ア 開始届出年月日

イ 探偵業届出証明書番号（開始届出時）

ウ 探偵業届出証明書番号（現在）

エ 営業所の名称及び所在地

オ 広告又は宣伝に使用する名称

カ 営業者の氏名（法人の場合は、法人の名称及び法人代表者の氏名）

キ 廃止届出年月日

- (2) 開始届出の受理時に、廃業時の廃止届出義務又は変更事項が生じた場合における変更届出義務を営業者に確実に教示し、必要な手続のないままに所在不明及び音信不通となる事案の絶無を期すこと。
- (3) 既存の営業開始届出状況を確認し、営業実態の無いものについては、廃止届出を指導するなど、管内の営業実態を正確に把握すること。

3 届出証明書の作成

探偵業届出証明書（施行規則別記様式第4号。以下「届出証明書」という。）は、本部主管課長が作成して警察署長に送付し、警察署長が届出者に交付するものとする。

第3 開始届出の受理等

1 使用様式

探偵業開始届出書（施行規則別記様式第1号）

2 開始届出受理時の留意事項

開始届出を受けた警察署長（以下「所轄警察署長」という。）は、届出者に対し、

届出者が法第3条各号に規定する欠格事由に抵触していないことを確認し、抵触する場合は営業廃止命令が課される旨及び手数料の返還ができない旨を告げるとともに、営業開始届出書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。

3 受理後の措置

(1) 届出証明書の作成依頼

所轄警察署長は、届出受理後、本部主管課長に探偵業届出証明書番号を照会し、届出証明書の作成を依頼すること。

届出証明書の交付年月日欄には届出年月日を記載するものとする。

(2) 届出証明書番号の管理

本部主管課長は、届出証明書番号簿（別記様式第1号）により届出証明書番号を管理するものとする。

届出証明書番号は、最初に石川県の2桁コード番号、次に届出証明書を交付した西暦年の下2桁、次に年ごとの4桁の一連番号を付して、合計8桁の番号とする。

(3) 台帳の作成及び管理

所轄警察署長は、探偵営業者台帳（別記様式第2号。以下「台帳」という。）を作成し、開始届出年月日順に編てつして保管するものとする。

なお、以後、営業内容の変更、再交付申請又は廃止届出の都度、その旨及び必要事項等を記載してその経緯を明らかにしておくものとし、廃業後は「削除台帳」に編てつし、ファイル基準表に定める期間保存しておくものとする。

4 審査

所轄警察署長は、届出証明書交付後、速やかに、許認可事務担当者その他の職員に、届出者（法人の場合は、当該法人及びその役員全員を含む。）に係る司法処分歴及び行政処分歴等の欠格事由に抵触していないか関係機関又は関係課へ照会を実施させ、その調査結果から探偵業者欠格事由該当性調査復命書（別記様式第3号）を作成させ、欠格事由該当性の有無について審査すること（以下、変更届出（法人役員の追加又は交替の場合に限る。）の受理時に同じ。）。

なお、調査により届出内容が欠格事由に抵触することが判明した場合は、本部主管課長と協議した後、当該探偵業者に廃止届出を指導するものとする。

5 欠格事由に抵触する場合の措置

所轄警察署長は、欠格事由に抵触する営業者が指導しても廃止届出しない場合は、行政処分上申書（別記様式第4号）に欠格事由の抵触に関する資料を添え、営業廃止命令の処分を警察本部長に上申するものとする（警察本部長に対する上申又は報告は本部主管課長を経由して行うこと。以下同じ。）。

第4 変更届出の受理等

1 使用様式

探偵業変更届出書（施行規則別記様式第3号）

2 変更届出の受理

(1) 所轄警察署長は、当該届出書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。

(2) 法令の規定に基づき変更届出を要する事項に関して変更届出がなされた場合は、当該変更事項が届出証明書の記載事項に該当しなくても、手数料を徴収し、新たに

届出証明書を作成する必要があるが、変更届出を要しない事項に関して変更届出がなされた場合は、それらの措置が不要であることに留意すること。

3 受理後の措置

- (1) 本部主管課長に新たな届出証明書の作成を依頼すること。
- (2) 新たな届出証明書には新たな届出証明書番号及び交付年月日を記載すること。

4 注意事項

施行規則第1条に基づき、警察署の管轄区域を異にして営業所の所在地を変更する場合は、新たな営業所の所在地の所轄警察署長が変更届出を受理することとなるが、この場合、従前の所轄警察署長に連絡して適切に対応するとともに、変更届出受理後、従前の警察署長は、新たな所轄警察署長に台帳及び関係書類を送付すること。

5 変更内容が欠格事由に抵触する場合の措置

調査の結果、欠格事由に抵触することが判明した場合は、原則、営業者にその旨を教示の上、再度、変更届出を行わせることとし、法第15条に基づき、営業廃止命令を適用する場合は、事前に本部主管課長と協議するものとする。

第5 再交付申請の受理等

1 使用様式

探偵業届出証明書再交付申請書（施行規則別記様式第5号）

2 再交付申請の受理

所轄警察署長は、台帳の記載事項と申請内容の相違の有無について審査すること。

3 受理後の措置

- (1) 本部主管課長に新たな届出証明書の作成を依頼すること。
- (2) 届出証明書には当該亡失又は滅失に係る届出証明書と同一の届出証明書番号及び交付年月日を記載し、裏面に再交付年月日と再交付回数を記載するものとする。

第6 廃止届出の受理等

1 使用様式

探偵業廃止届出書（施行規則別記様式第2号）

2 受理後の措置

紛失等のため、届出証明書を提出できない場合は、てん末書を提出させること。

第7 立入検査等

1 報告の要求

法第13条第1項の規定に基づく報告の要求は、次のとおり行うこと。

- (1) 要求する内容は、法の目的の範囲内であり、かつ、当該営業に関する指導監督に必要な事項に限ること。
- (2) 要求の手続は、報告・資料提出要求書（別記様式第5号）を使用し、対象者には、報告・資料提出書（別記様式第6号）により報告又は資料提出を行わせること。
- (3) 提出物を返還するときは、提出資料受領書（別記様式第7号）を徴収すること。
- (4) 要求は、原則、1事案につき1回とすること。ただし、期限内に報告がない場合又は内容が不明確な場合は、再度要求し、指導監督の徹底を図ること。

2 立入検査

警察署長は、法第13条第1項の規定に基づく立入検査を行う場合は、平成19年10月

18日付け生企甲達第92号「探偵業者立入実施要領の制定について（通達）」に基づき、適切に実施するものとする。

第8 行政処分

1 行政処分の上申

警察署長は、法に基づく行政処分を行う必要がある法令違反行為を認知した場合は、行政処分上申書に資料を添え、警察本部長に上申するものとする。

なお、探偵業者に対する営業廃止命令は、速やかにこれを排除する必要があるため、公安委員会の管轄区域を問わず、欠格事由のいずれかに該当していることを把握した公安委員会が行うこととされていることに留意すること。

2 弁明の機会の付与

行政処分を行う場合は、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に基づき行うものとし、警察署長は、公安委員会から発せられた弁明通知書を当該探偵業者に交付するものとする。

なお、警察署長は、当該営業者から弁明書の提出期限までに応答がなかった場合は、その旨を書面で警察本部長に報告すること。

3 処分の執行

行政処分の執行手続は、不利益処分規程の定めるところによるものとする。

4 処分に対する所轄警察署長の処理

- (1) 処分が探偵業者に係る廃止命令処分の場合は、廃止届出書を提出させ、営業停止処分の場合は、当該停止期間中、届出証明書を所轄警察署長が保管すること。
- (2) 台帳の備考欄に処分内容を記載しておくこと。
- (3) 処分の執行結果をおおむね1か月以内に確認し、行政処分結果確認報告書（別記様式第8号）により警察本部長に報告すること。

5 関係警察署長等への通報等

(1) 県内のほかの警察署管内の探偵業者に係る事案

警察署長は、認知した処分対象事案が県内のほかの警察署管内の探偵業者に係る事案の場合は、法令違反通報書（別記様式第9号）に行政処分上申に準じた資料を添え、当該探偵業者の所轄警察署長に送付するものとする。

なお、この場合は、送付を受けた警察署長が行政処分を上申するものとする。

(2) ほかの都道府県内の探偵業者に係る事案

警察署長は、認知した処分対象事案（欠格事由に該当する場合を除く。）がほかの都道府県内の探偵業者に係る事案の場合は、警察本部長に報告するものとし、ほかの都道府県公安委員会への通報は、本部主管課長が行うものとする。

(3) 関係する警察署又は都道府県公安委員会への処分結果の通知

本部主管課長は、行政処分を執行した場合で、当該営業者に関係する警察署又は都道府県公安委員会が存在するときは、速やかにその旨を通知するものとする。

6 行政処分の公表

探偵業は、国民の安全やプライバシーに直接的な影響を及ぼし、業務の適正を図る必要性が強く、かつ、不適切な業務を巡る問題が生じており、依頼者保護の観点から処分公表の要請が高まっている。

よって、行政処分を行った場合、業務主管課長は次のとおり公表を行うこととする。
なお、公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次に掲げる行政処分とする。ただし、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限るものとする。

(1) 公表対象処分

- ア 指示（法第14条）
- イ 営業停止命令（法第15条第1項）
- ウ 営業廃止命令（法第15条第2項）

(2) 公表の内容

- ア 届出証明書番号
- イ 被処分者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
- ウ 当該処分に係る営業所等の名称及び所在地
- エ 処分内容
- オ 処分年月日
- カ 処分理由及び根拠法令

(3) 公表を行う都道府県公安委員会及び公表の方法

- ア 公表は、公表対象処分を行った公安委員会が行うこととなるが、被処分者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会以外の公安委員会が営業停止命令を行った場合には、営業停止命令を行った公安委員会に加えて、当該業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会も公表を行うこととする。
- イ 公表対象処分を行った場合は、次の方法により公表を行う。
 - (ア) 警察本部における不利益処分公表書（別記様式第10号）の備付け
 - (イ) 警察ホームページへの公表書の内容の掲載
- ウ 公表対象処分を行った場合は、他に公表を行う公安委員会に対し、不利益処分公表書の写しを送付するものとする。

(4) 公表の期間

公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して3年間とする。

第9 死亡等により失効した届出に対する措置

届出名義人の死亡が判明した場合で、同居の親族又は法定代理人が存在しないために届出証明書の回収等ができないときは、身上照会及び営業実態等を調査し、その結果を本部主管課長に報告するとともに、台帳を関係書類とともに「削除台帳」に編てつし、ファイル基準表に定める期間保存しておくものとする。

なお、当該措置要領については、届出名義人たる法人の消滅が判明した場合について準用する。

探 偵 営 業 者 台 帳

開始時における 届出証明書番号						
営業開始 届出年月日				営業廃止 届出年月日		
営 業 者	法 人	所在地 商号又は 名 称	電 話 番 号			
	個 人 (代 表 者)	本(国)籍 住 所 氏 名 生年月日	電 話 番 号			
営 業 所	名 称 所 在 地 電 話 番 号					
広告・宣伝名称		別添「届出証明書」の写しに記載のとおり（順次、編てつ）				
法 人 役 員	氏 名		備 考	氏 名		備 考
行政処分歴						
備 考						

年 月 日

警察署長 殿

官職
氏名

探偵業者欠格事由該当性調査復命書

下記営業者につき、探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第3条に規定する欠格事由の該当性等について調査した結果は、次のとおりです。

営業者	商号、名称又は氏名		
	探偵業務の内容 （聴取結果）		
調査事項		調査結果	資料番号
1	法第3条第1号に規定する「成年被後見人」等の該当性		
2	法第3条第2号に規定する「司法処分経歴者」の該当性		
3	法第3条第3号に規定する「行政処分違反者」の該当性		
4	法第3条第4号に規定する「暴力団員」等の該当性		
5	法第3条第5号に規定する「未成年者」等の該当性		
6	法第3条第6号に規定する「法人役員」の存在の有無		
担当者の意見			

（注）「資料番号」欄には、「適・否」を判断する根拠となった資料番号を記入し、当該資料には当該資料番号を付した付箋を貼付する等の方法により、決裁時に幹部が効率的に資料を確認できるようにすること。

別記様式第4号（第3、第8関係）

第 年 月 日
 号

石川 県 警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

行 政 処 分 上 申 書（ 廃 止、 停 止、 指 示 ）

営 業 者	住 所 又 は 法 人 所 在 地	
	商号、名称又は氏名 (法人代表者の氏名)	
開始届出年月日		
届出証明書番号		
営 業 所	所 在 地	
	名 称	
適 用 法 条		
違反事実の概要		
処分上の意見		

第 年 月 日 号

殿

石川県公安委員会

報告・資料提出要求書

探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定に基づき、次のとおり探偵業の業務に関する報告・資料の提出を要求します。

報告事項	
提出する資料内容	
報告期日	
報告先	
備考	

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第6号（第7関係）

年 月 日

石川県公安委員会 殿

（住所）

（氏名）

報 告 ・ 資 料 提 出 書

年 月 日付で、要求されたみだしのことについては、別添のとおり、
当営業所の業務に関する報告・資料の提出をします。

なお、提出した資料については 返還 処分 してください。

備 考	
-----	--

別記様式第7号（第7関係）

年 月 日

石川県公安委員会 殿

(住所)

(氏名)

提出資料受領書

年 月 日付で提出した資料については、本日返還を受け受領しました。

備 考	
-----	--

別記様式第8号（第8関係）

第 年 月 日
第 号

石川県警察本部長 殿

警察署長

行政処分結果確認報告書

年 月 日付け、石川県公安委員会指令第 号による行政処分の結果を
確認した状況は、次のとおりであるから報告する。

記

被 処 分 者	住 所 又 は 法 人 所 在 地	
	商号、名称又は氏名 (法人代表者の氏名)	
営 業 所	所 在 地	
	名 称	
確 認 結 果		
備 考		

別記様式第9号（第8関係）

第 年 月 日 号 日 警 察 署 長 殿 警 察 署 長 法 令 違 反 通 報 書

営 業 者	住 所 又 は 法 人 所 在 地	
	商号、名称又は氏名 (法人代表者の氏名)	
	開始届出年月日	
	届出証明書番号	
営 業 所	所 在 地	
	名 称	
	発 覚 の 端 緒	
	適 用 法 条	
	違反事実の概要	
	検 挙 年 月 日	
	送 致 年 月 日 等	
	取扱者官職氏名	(警 電)

別記様式第10号（第8関係）

不利益処分公表書

被 処 分 者	届出証明書番号	公安委員会 第 号
	商号、名称又は氏名	
	法人代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所の名称及び所在地	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

注1) 処分内容欄には、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。